

＊短期間施設に入所して利用するサービス

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。
- 費用は施設の種類や部屋のタイプ（▶P21）、サービスに応じて異なります。

短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。



要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす
【併設型の施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	476円	4,758円
要支援2	592円	5,918円
要介護1	637円	6,361円
要介護2	709円	7,089円
要介護3	786円	7,859円
要介護4	860円	8,598円
要介護5	933円	9,326円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。



要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす
【介護老人保健施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	641円	6,405円
要支援2	809円	8,088円
要介護1	868円	8,673円
要介護2	920円	9,196円
要介護3	987円	9,864円
要介護4	1,042円	10,418円
要介護5	1,100円	10,993円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

＊有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入所している要支援、要介護の方が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話が受けられます。

サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と、外部の事業者がサービス提供する外部サービス型に区分されます。

住所地特例が適用されます

他市区町村の特定施設（地域密着型サービスは除く）に入所して、その施設に住所変更した場合でも、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

要支援

要介護

1日あたりの費用のめやす【包括型（一般型）】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	192円	1,912円
要支援2	327円	3,270円
要介護1	567円	5,663円
要介護2	637円	6,364円
要介護3	710円	7,095円
要介護4	778円	7,774円
要介護5	850円	8,495円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。